

消費者庁による措置命令についてのお詫びとお知らせ

1. 消費者庁に認定された事実

弊社は、弊社が運営する「産地直送センター」と称する自社ウェブサイトにおいて販売した34件の食品について、「通常価格」及び「販売価格」を併記し、あたかも「通常価格」と称する価格は自社ウェブサイトにおいて通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示しておりました。

しかし、実際には、本件34商品の「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおいて販売された実績のないものでした。

また、弊社は、地上波放送を通じて放送された番組内において販売された3件の食品について、「通常ですね、1万600円相当のお品ですが、今回は35%オフの6,980円で販売いたします。」との音声や、同様に「通常」価格を謳う文字の画像を表示すること、また「購入いただいた方にプレゼントがある」との音声などにより、

a あたかも、比較対照価格は、弊社が本件3商品に含まれる単品の商品について通常販売している価格を足し上げた価格であり、実際の販売価格が、当該通常販売している価格を足し上げた価格に比して安いかのように表示していましたが、実際には本件3商品に含まれる商品の過半は弊社において販売実績がないものであり、比較対照価格は、当該販売実績のない単品の商品について弊社が設定した価格及び「プレゼント」と称して提供する商品の価格を含めて設定されたものでした。

b あたかも、本件3商品の購入者に対して「プレゼント」と称する商品が無償で提供するかのように表示していましたが、本件3商品の販売価格は、弊社が「プレゼント」と称して提供する商品の価格を含むものであって、「プレゼント」と称する商品は無償で提供されるものではありませんでした。

消費者庁からは、これらの表示が本件37商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものとの指摘を受けました。

2. 措置命令の内容

弊社が受けた措置命令の概要は、下記の通りです。

- ① 前記の事実について、消費者庁長官の承認を受けた方法にて一般消費者に周知徹底

すること。

- ② 今後、本件商品または同種の商品の取引に関し、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、それを役員及び従業員に周知徹底すること
- ③ 今後、本件表示と同種の商品に関し同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしないこと。
- ④ 前記①に基づいて行った周知徹底および前記②に基づいてとった措置を文書によって消費者庁長官に報告すること。

3. 命令を受けての取組

弊社は、本件措置命令を真摯に受け止め、以下の通り、表示の適正化に向けて対策を実施いたします。

- ① 表示の修正と改善
指摘を受けた表示を速やかに修正します。
- ② お客様への周知
消費者庁の承認を得た上で、大手全国紙二社の朝刊に社告を掲載し、周知を行います。
- ③ 再発防止
 - (1) 表示物チェック体制の強化
今後、表示情報を社内の管理担当部署に集約し、厳密なチェックを行うよう徹底いたします。その際は、過去の不当表示事案の先例等を参照し、表示を検証いたします。また、必要に応じ、外部専門家の意見を求め確認・検証します。
 - (2) 表示の根拠情報管理の強化
表示の根拠となる資料の管理・共有を強化し、商品価格・販売期間を統一的データベースにより管理できるようシステム面の改善を進めてまいります。
 - (3) 役員ならびに従業員の教育・研修
全役員ならびに従業員に本件事案の内容について周知徹底するとともに、全役員および表示に関する全従業員に景品表示法の考え方や違反事例について、社内勉強会・ミーティング・研修会の開催等を通じ継続的に教育・研修を実施いたします。また、法令遵守の方針と遵守のための手順を明確化して参ります。

不適切な表示により、ご利用いただきましたお客様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。弊社は措置命令を真摯に受け止

め、再発防止のため管理体制の強化に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

株式会社北海道産地直送センター

TEL：0120-858-558

E-mail：ec-customer@h-scc.jp